

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

| | |
|------|------------------|
| 通達区分 | 一般通達 |
| 有効期間 | 5年(令和12年3月31日まで) |

宮本務第137号
宮本教第83号
宮本監第103号
宮本厚第99号
令和7年2月20日
宮城県警察本部長

「職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境形成プロジェクト」の推進について(通達)

近年、少子化に伴う就職適齢人口の減少などにより警察官採用試験の受験者数が年々減少している中、職員個々の置かれている環境や働き方等が多様化しており、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立、ハラスメントの絶無、メンタルヘルス対策等の取組をより一層推進していく必要がある。

そのような中、限りある人的リソースで安全安心な地域社会の実現に向けた諸活動を推進していくためには、多様化する職員個々のありようを受け入れつつ、それぞれの個性を生かせるなど、職員一人一人が士気高く、その能力を最大限発揮できる職場環境を形成し、業務の生産性を向上させるとともに、より魅力のある組織にしていくことが重要である。

これまでも、県警察においては、「宮城県警察「警戒の空白」を生じさせないための警察力最適化推進本部設置要綱の制定について(通達)」(令和5年7月18日付け宮本務第1134号)に基づき、「警察運営イノベーションワーキンググループ」を設置し各種取組を推進してきたところであるが、今般、その取組の強化を図るため、別添のとおり、職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境形成プロジェクトチーム設置要綱を定め、令和7年2月20日から運用することとしたので、対応に遺漏のないようにされたい。

別添

職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境形成プロジェクトチーム 設置要綱

1 趣旨

この要綱は、職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境形成プロジェクトチーム（以下「PT」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

「宮城県警察「警戒の空白」を生じさせないための警察力最適化推進本部設置要綱の制定について（通達）」（令和5年7月18日付け宮本務第1134号。以下「推進本部設置要綱」という。）で定める警察運営イノベーションワーキンググループにPTを置く。

3 目的

PTは、多様化する職員個々のありようを受け入れつつ、それぞれの個性を生かせるなど、職員一人一人が士気高く、その能力を最大限発揮できる職場環境を形成し、業務の生産性を高めるため、その土台として、職員それぞれが相互を尊重しつつ率直に意思疎通を図ることができ、主体性を重んじて成長の機会が与えられることで「やる気」が醸成され、「自分は否定されない」という安心の下に自己の考えを自由に発言して業務を進められる、心理的安全性が高い組織風土を確立するための取組を推進することを目的とする。

4 組織

PTは、プロジェクトリーダー、プロジェクトサブリーダー及びプロジェクトメンバーをもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 運営

- (1) プロジェクトリーダーは、PTの事務を総括するものとする。
- (2) プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐するものとする。
- (3) プロジェクトメンバーは、プロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーの下、職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境の形成に向けた各種取組を推進するものとする。
- (4) プロジェクトリーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトメンバー以外の者に対し、PTへの参加を求めることができる。
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、警務部長が定める。

6 庶務

PTの庶務は、警務部警務課において行う。

別表

| 職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境形成プロジェクトチーム | |
|------------------------------------|--|
| プロジェクトリーダー | 警務部警務課長 |
| プロジェクトサブリーダー | 警務課企画官 教養課教養調査官 監察課上席監察官 監察課監察官兼監察課管理官 厚生課健康管理センター所長 |
| プロジェクトメンバー | 警務課課長補佐（企画第一係、企画第二係、人事係） 教養課課長補佐（教養企画係） 監察課課長補佐（監察第一係） 厚生課健康管理専門官 厚生課課長補佐（健康管理係） |